

山梨県内小・中・高等学校等校長 各位

山梨県弁護士会会長 三枝 重人
(公 印 省 略)

弁護士出前授業のご案内

拝啓 向寒の候、貴校並びに先生方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当会では、山梨県下の小中高等学校等に会員弁護士を派遣して、児童、生徒に「出前授業」を行っております。

「出前授業」は、「個を尊重する自由で公正な社会にふさわしい市民を育成すること」を目的として、社会科や総合的な学習（探究）の時間のみならず、様々な教科とも関連する多様なメニューを用意しております。それぞれの授業内容・時間等については、添付の**授業案内・出前授業MAP**をご参照ください。

2022年には、青年年齢の引下げに合わせて、「**成年年齢引下げに関する授業**」を新たに設け、消費者トラブル予防授業もリニューアルしました。

また、2023年4月には、こども基本法が施行され、前年12月に生徒指導提要が改訂される中で、昨今は、校則の運用・見直しも指摘されているところです。これに関しては、生徒たちができるだけ主体的に関わることで、「自分たちのルールを自分たちで決める」「自分たちで決めたルールだからこそしっかりと守る」という主権者教育にもつながります。そこで、新たに、「**校則について考える授業**」を新設しました。権利擁護を職務とする弁護士の出前授業を、ぜひご活用いただければと思います。学校のご要望に応じて授業内容をオーダーメイドしたり、アレンジしたりすることも可能ですので、メニューにない内容でもお気軽にお問い合わせ下さい。

「弁護士出前授業」を希望される場合は、**裏面**にご回答の上、当会事務局までFAX（055-235-7204）にてお申し込み下さい。（なお、講師の日程調整の都合上、実施日の3ヶ月前ころを目処にお申込下さい。）申込みから授業実施までの流れは、別紙をご参照下さい。尚、ご不明な点等につきましては、いつでもお答えいたしますので当会事務局までご連絡ください（担当 今井 055-235-7202）。

また、当会では、「**セイジンカウントダウン！知っておくべきオトナへの一歩**」と題し、Youtubeにて動画配信を行っております。引き続きご覧いただけますので、ご活用いただけますと幸いです。



敬具

弁護士出前授業申込書

申込日:令和 年 月 日

下欄の実施要領をご確認の上、下記に☑もしくはご記入いただき、上記送付先までFAXをお願い致します。1学校に対し複数メニューでの派遣も可能です。ご希望の場合は、本申込書をコピーの上、それぞれお申込み下さい。

メニュー	<input type="checkbox"/> ルール作り <input type="checkbox"/> 正義の考え方 <input type="checkbox"/> 模擬調停 <input type="checkbox"/> いじめ予防授業 <input type="checkbox"/> 憲法 <input type="checkbox"/> 刑事(模擬裁判 講義) <input type="checkbox"/> 労働法 <input type="checkbox"/> 消費者トラブル <input type="checkbox"/> 校則 <input type="checkbox"/> 選挙権に関する授業 <input type="checkbox"/> 成年年齢引下げに関する授業 <input type="checkbox"/> その他()
テーマ	※上記項目に☑を付けた上で、ご希望の具体的なテーマや内容があればご記入下さい。 <input type="checkbox"/> 現時点では未定
希望日時	(第1希望)令和 年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分
	(第2希望)令和 年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分
	<input type="checkbox"/> 現時点では未定 (月ころ 時間程度)
学校名	
対象	学年 クラス(1クラスあたり 名)
派遣 弁護士数	名(1クラスあたり 名) ・ 現時点では未定
ご担当者	ふりがな お名前: /
ご連絡先	TEL: FAX:
連絡事項	

※基本的には全ての申し込みに対して派遣をする予定ですが、日程との関係でご希望に添えない場合もございますので、その際はご容赦下さい。

山梨県弁護士会弁護士出前授業の実施要領(令和5年11月現在)

- 派遣対象:山梨県下小・中・高等学校 特別支援学校等
- 対象学年:内容によって、異なります。別添授業案内をご参照下さい。
- 対象人数:1クラスにつき1名の弁護士の派遣を予定しておりますが、複数のクラス合同での実施も可能です。
- 派遣する弁護士数:原則として1クラスにつき1名(後日、当会よりご連絡いたします。)
- 授業時間:内容によって異なります。別添授業案内をご参照下さい。
- 派遣費用:講師料として派遣先の学校に派遣弁護士1名1授業あたり5,000円(消費税含む。)のご負担をお願い致します。
- 授業内容及び実施時期:具体的な内容は、当会担当弁護士と窓口となられる先生との打ち合わせにより決まります。

【問合せ先】

〒400-0032 山梨県甲府市中央 1-8-7

山梨県弁護士会事務局(今井) TEL:055-235-7202 FAX:055-235-7204